

(案)

松田町地域公共交通会議事務局規約

(趣旨)

第1条 この規約は、松田町地域公共交通会議設置要綱第8条に規定する松田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局の組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 交通会議の会議に関する事務
- (2) 交通会議の資料作成に関する事務
- (3) 交通会議の庶務に関する事務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事務

(職員)

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長には、松田町 企画財政課長代理政策推進課長 をもって充てる。
- 3 事務局員には、松田町 企画財政課政策推進課 の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- ~~(1)~~(3) 物品及び現金の出納に関すること。
- ~~(2)~~(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配付、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、松田町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、松田町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

~~—(施行期日)—~~

この規約は、平成22年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年〇月〇日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
松田町地域 公共交通会 議会長印	松 田 町 地 域 公 共 交 通 会 議 会 長 印	てん書	22 ミリ×22 ミリ	会長名をもって発す る文書	1	事務局長